

整理番号	8-1	事務事業名	個人情報保護・情報セキュリティ対策事業	作成部署	総務部情報推進課	電話	内線766	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	西野隆夫	課長職名	鈴川 曼	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H15	根拠法令等	個人情報の保護に関する法律、北広島市個人情報保護条例、同条例施行規則、北広島市個人情報保護事務取扱要領外					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	情報通信技術の進展に伴い行政機関における個人情報の利用が拡大しており、個人情報の取り扱いによっては個人の権利利益(個人の人格的、財産的な権利利益)が侵害される恐れがあることから市民の権利利益を保護するために基盤法規を整備しました。平成15年8月に条例を施行しました。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第3章)
	節	開かれた市政	(第5節)
	施策	情報の共有	(第3施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市が保有する個人情報	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な取り扱いの確保、個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護し、公正で民主的な市政の推進に資する。 全職員が個人情報を保護すべき具体的な対策を明文化した情報セキュリティポリシーを策定。実施手順書による全庁統一の判断基準をもって個人情報の保護を推進する。 	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報による個人情報保護制度の市民への周知 個人情報の開示請求の手続き 個人情報保護の運営状況の公表 個人情報事務取扱の職員への啓発 情報セキュリティ(基本方針、対策基準)の策定
		17年度	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報による個人情報保護制度の市民への周知 個人情報の開示請求の手続き 個人情報保護の運営状況の公表 個人情報事務取り扱いの職員への啓発 情報セキュリティ実施手順(全庁共通、行政情報ネットワークシステム)の策定・運用

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	263	141	261	1,000
	合計	263	141	261	1,000
人件費(概算)	人数(年間)	1.00	1.00	1.00	1.00
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	9,000	9,000	9,000
総事業費 +		9,263	9,141	9,261	10,000

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	1.開示請求(件)	1	34	目標設定になじまない	目標設定になじまない
	2.個人情報保護審査会開催(回)	3	2	目標設定になじまない	目標設定になじまない
	3.研修受講者数(総受講者数)		38人(138人)	60人(198人)	100人(298人)
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	1.設定困難				
	2.設定困難				
	3.受講者数/職員数(519)		8%(28%)	12%(40%)	20%(60%)
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	市民1人当りの負担額(円)	156	152	153	165
	(総事業費/百年度7月末日)	59,516	60,253	60,510	60,770

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等
 情報通信技術の発展により、電子化された情報を情報通信ネットワークを介して大量かつ迅速に処理することが可能となったことから、個人情報の保護の必要性が高まった。個人情報は個人の権利利益(個人の人格的、財産的な権利利益)に密接に関わる情報であり、他人の個人情報を取り扱う者(国、自治体、事業者)は適正な取り扱いと保護に努めることが求められている。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	個人情報保護制度の事務は、法に基づいた事業であるので市が自ら実施すべき事務である。また、情報セキュリティポリシーについても、全職員を対象とする規定なので市が実施すべき事業である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	個人情報を取り扱う者は適正な取り扱いと保護に努めることが求められていることから目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	個人情報保護制度の下、職員は自覚を持って情報を取り扱っている。今後は情報システムによる個人情報の取扱いなど、明確なルールに沿って運用し、漏えい事故等未然に防止できるよう計画的に実行する。	・個人情報保護、情報セキュリティに係る継続した研修の実施。 ・監査法人による外部監査の実施。(セキュリティ改善に向けた対策の計画、実行が可能となる。)
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	個人情報保護条例の趣旨に基づき、開示等請求については無料、写しを希望するものに対しては実費相当額を徴収している。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	個人情報保護法が全面施行され職員の個人情報保護の意識は高まっている。なお、庁舎の物理的なセキュリティの脆弱性に関しては、検討の余地がある。	重大な漏えい事件の80%は、人が原因で起きている。情報セキュリティの研修を行い、継続して職員の意識を向上していく。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	・公文書は紙で管理していることから、検索等は手作業とならざるをえない。 ・情報セキュリティに関しては、今後も職員の意識啓発が必要。	総合文書管理システムの導入により、公文書を電子化することで書類の減少、紙媒体による個人情報の漏えい等を防止でき、事務の効率化を図ることができる。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	市民には広報、ホームページで制度の周知を図るとともに、職員には個人情報保護の認識を一層深めるための機会を計画的に設ける。 なお、平成17年度に運用を開始した「行政情報ネットワークシステムセキュリティ実施手順書」(情報セキュリティを守るために遵守しなければならない手順を取りまとめたも)を、平成18年度からは各課が保有する情報システムで運用するよう徹底していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり